

説明資料（別紙）

平成25年1月30日

金融庁総務企画局

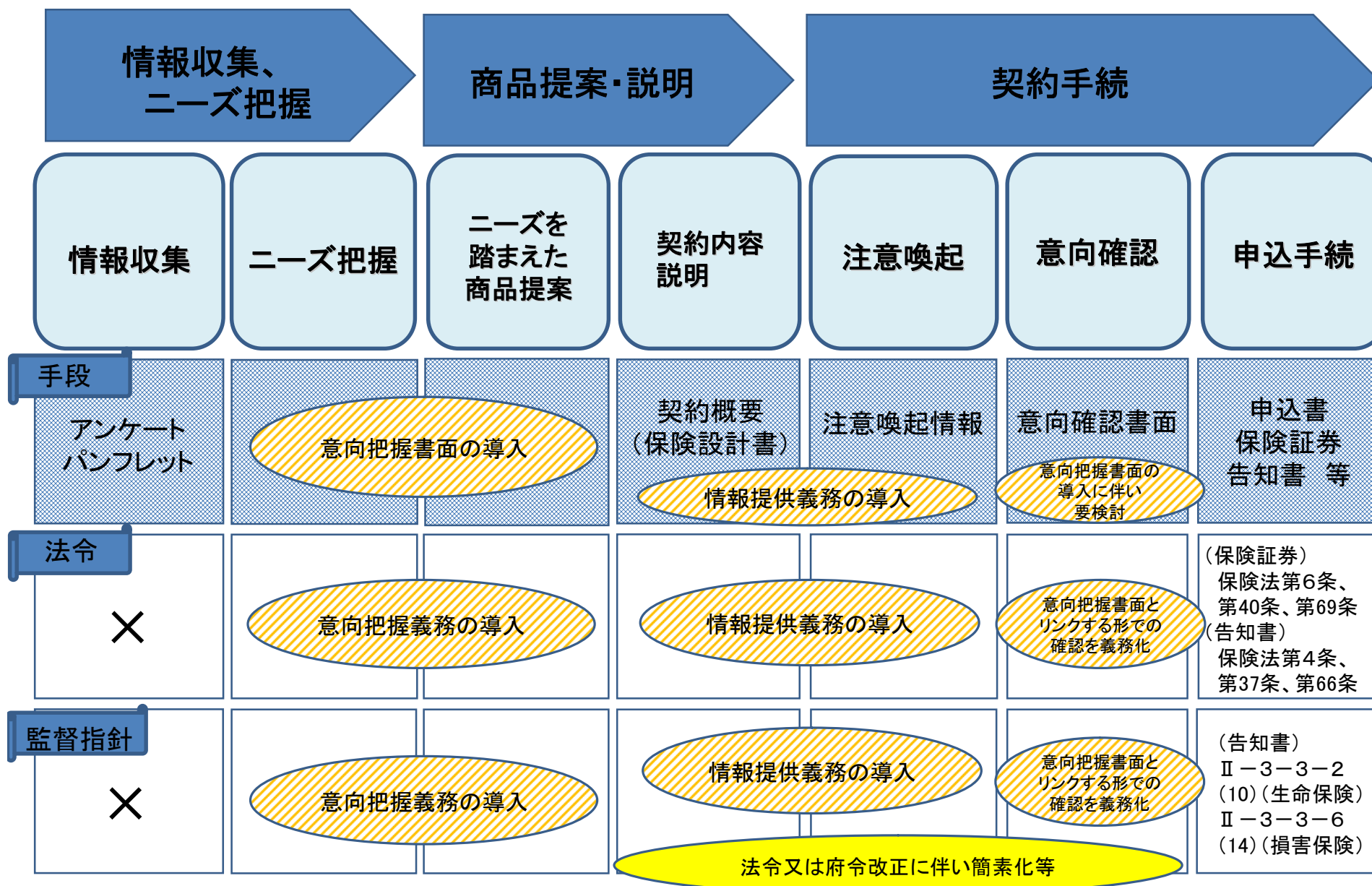
企画課保険企画室

保険募集のプロセス（現行）

	情報収集、ニーズ把握		商品提案・説明		契約手続		
	情報収集	ニーズ把握	ニーズを踏まえた商品提案	契約内容説明	注意喚起	意向確認	申込手続
手段	アンケート パンフレット	各社の工夫 (募集人個人での把握)	各社の工夫	契約概要 (保険設計書)	注意喚起情報	意向確認書面	申込書 保険証券 告知書 等
法令	×	保険業法 第100条の2、 施行規則 第53条の7	保険業法 第300条第1項 (虚偽告知:罰則)	保険業法 第300条第1項 (重要事項告知: 罰則)	保険業法 第300条第1項 (重要事項告知: 罰則)	保険業法 第100条の2、 施行規則 第53条の7	(保険証券) 保険法第6条、 第40条、第69条 (告知書) 保険法第4条、 第37条、第66条
監督指針	×	×	×	Ⅱ-3-3-2 (生命保険) Ⅱ-3-3-6 (損害保険)	Ⅱ-3-3-2 (生命保険) Ⅱ-3-3-6 (損害保険)	Ⅱ-3-5-1-2	(告知書) Ⅱ-3-3-2 (10)(生命保険) Ⅱ-3-3-6 (14)(損害保険)

保険募集のプロセス（情報提供義務等のイメージ）

別紙2



【参考 意向把握書面の記載事項例】

別紙3

生命保険記載項目例	損害保険記載項目例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 万一の場合の保障 <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡保障（自分が死亡した場合の遺族の生活費を確保したい） ○ 医療・介護の場合の保障 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3大疾病 （がん、脳卒中、心筋梗塞になった場合の入院・手術費用に備えたい） ・ 身体障害状態 （身体障害状態になった場合の自分や家族の生活費等を確保したい） ・ 要介護状態 （歩行不能などの要介護状態になった場合の介護費用等に備えたい） ・ 病気やケガによる入院・手術等 （病気やケガによる入院・手術費用に備えたい） ・ がんによる入院・手術等（がんによる入院・手術費用に備えたい） ・ 女性疾病 （乳がんなどの女性特有の疾病による入院・手術費用に備えたい） ○ 資産形成・老後生活資金の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産形成（保険商品の貯蓄機能を活用して資産形成を図りたい） ・ 年金（老後のための生活費を確保したい） ・ 事業保障資金等（事業継承や従業員の退職金等の財源を確保したい） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車保険 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対人賠償、対物賠償、人身傷害、車両補償 （自賠責保険に加え、事故時の損害賠償責任等に備えたい） ・ 搭乗者傷害（搭乗者のケガに備えたい） ・ 若年運転者不担保、運転者限定 （事故時の補償範囲を限定し、保険料を節約したい） ・ 車両補償（地震・噴火・津波時） （地震・噴火・津波を原因とする車両の損害に備えたい） ・ 弁護士費用（事故時の弁護士費用に備えたい） ・ 車内手荷物等（事故時の車内手荷物等の損害に備えたい） ・ ロードサービス （事故や車両トラブル時等応急措置を要する場合に備えたい） ○ 火災保険 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災、破裂、爆発、落雷（火災等による建物の損害に備えたい） ・ 風災、ひょう災、雪災（自然災害による建物の損害に備えたい） ・ 水災（水害による建物の損害に備えたい） ・ 盗難、水漏れ（盗難、水濡れ等による建物の損害に備えたい） ・ 破損、汚損（その他破損、汚損等による建物の損害に備えたい） ・ 家財（火災等による家財の損害に備えたい） ・ 地震（地震・噴火・津波を原因とする建物等の損害に備えたい）

【参考 意向確認書面の記載事項】

別紙4

監督指針Ⅱ-3-5-1-2 (17) ②

ア. 顧客のニーズに関する情報

(ア) どのような分野の保障（補償）を望んでいるのか。

（死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちガンや三大疾病に備えるための保障、傷害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の準備、資産運用など）

(イ) 貯蓄部分を必要としているか

(ウ) 保障（補償）期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨

イ. 当該保険商品が顧客のニーズに合致すると考えた主な理由

（例えば、特記事項欄を設け、以下のような情報を記載することが考えられる。

(ア) 当該商品では顧客のニーズを全部又は一部満たさない場合はその旨

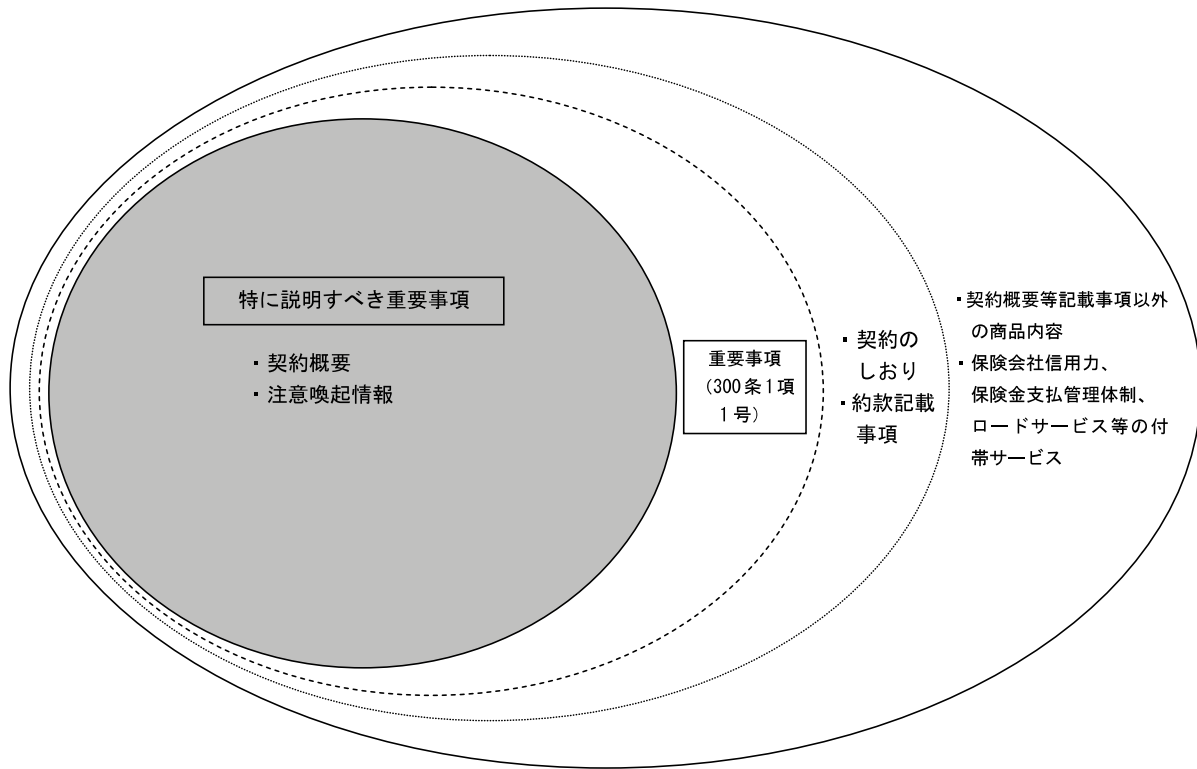
(イ) 特に顧客から強く要望するニーズがあった場合や個別性の強いニーズを顧客が有する場合はそのニーズに関する情報

(ウ) 当該保険商品が顧客のニーズに合致することを確認するために最低限必要な情報が提供されなかった場合はその旨

エ. 募集人等の氏名・名称

（顧客に対して当該書面の作成責任者を明らかにするために記載されているか）

中間論点整理における重要事項の範囲



情報提供義務導入後における重要事項の範囲

